

## 第3補給処オープンカウンター方式による調達について

第3補給処では、令和3年度から一部の契約において「オープンカウンター方式」による調達を実施しております。オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

参加を希望する者は予め、ホームページ又は第3補給処掲示板に掲載した見積依頼（「航空自衛隊第3補給処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」）、仕様書、「入札及び契約心得」、その他詳細資料を熟覧又は熟読した上で、見積りいただく必要があります。

本調達の実施要領については、以下の通りです。

### 1 参加資格

見積書を提出できる者は、次の各号に該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

### 2 見積書の提出等

対象契約案件は、「航空自衛隊第3補給処におけるオープンカウンター方式による

見積依頼について」の名称を付し、第3補給処ホームページで公表します。

見積書提出期限までに、見積書（入札及び契約心得 別紙様式第3-9）の提出をお願いします。

その際、前1項（3）に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し）についても併せてご提出ください。

※無効な見積書：入札及び契約心得 3.4.3 無効入札における記載事項の「入札」を「見積合わせ」、「入札書」を「見積書」に読み替えてください。該当する場合は参加が認められません。

### 3 同等品申請（契約課部品班のみ）

同等品による見積書の提出を希望する場合は、同等品申請提出期限までに同等品申請書（入札及び契約心得 別紙様式第3-13）の提出を行い、その承認を得てください。

仕様書、調達品目表 別紙 同等品の主要性能等に細部仕様が示されている場合は、同等品の同仕様を示す箇所を明らかにした書類（カタログ等）を添付してください。

第3補給処から同等品審査結果通知書（可）の通知を受領した場合は、見積書の「規格又はメーカー名」の欄に、同等品申請にて承認を得た部品番号を記載して提出してください。

### 4 変更願の申請（輸入課のみ）

部品番号及び品名等の変更を希望する場合は、HPの変更願（別紙様式）の1～7に該当する項目及び変更理由を記載し、変更願を提出期限までに提出してください。

変更結果は公示されている見積依頼一覧に追記します。

※変更をお約束するものではありません。

※契約方法は、原則（確定）とします。

### 5 見積合わせ

見積書を提出する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

見積合わせは、公表する見積依頼に記載した日に非公開で行います。

### 6 各種書類の提出方法

同等品申請書、変更願、見積書、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）提出方法は、電子メール又は手交、郵送とします。

なお、電子メールで受理した際、受理した旨返信するようにはしておりますが、提出期限前までに返信がない場合は、お手数ですが各課の担当班担当者又は担当班長へ電話連絡をお願いします。

ただし、提出期限間際の送付の場合は、メール送付と同時にご連絡いただきたくお

願います。いかなる手段においても、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。

※ F A Xによる提出は不可です。

## 7 契約予定相手方の決定及び通知

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で 最低の価格の見積書を提出した者を契約予定相手方として決定するものとします。

契約予定相手方となるべき同価の見積書を提出した者が二者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約予定相手方を決定するものとします。

契約予定相手方が決定したときは、速やかに当該契約予定相手方に決定した旨を通知するとともに、必要に応じ、当該見積合わせ参加者に結果を通知します。見積合わせ当日、ご担当者様は連絡が取れるよう、ご対応をお願いします。

## 8 契約の締結

契約予定相手方は、契約書を作成し記名押印のうえ、これを遅滞なく契約担当職員に提出してください。なお、契約書を提出しないものについては、損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の制限等が行われることがあります。

提出された契約書に、分任支出負担行為担当官（以下、「分支担当官」という。）が契約予定相手方とともに記名押印したとき、当該契約が成立します。

## 9 その他の注意事項

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積書を提出する者が負担することとします。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 分支担当官は、契約予定相手方を決定するために、必要に応じて、見積書提出者に対して追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 分支担当官は、状況により、見積合わせを取り止めることがあります。
- (5) 契約予定相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがあります。

※細部不明な点は、各課の担当班担当者又は担当班長にお問い合わせください。